

K 5 8 4 修正大血管転位症手術

【注の新設】

(新設)

注 2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

K 5 8 6 単心室症又は三尖弁閉鎖症手術

【注の新設】

(新設)

注 2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

K 5 9 5 経皮的カテーテル心筋焼灼術

【注の追加】

(追加)

注2 磁気ナビゲーション法により行った場合は、磁気ナビゲーション加算として、5,000点を所定点数に加算する。

【新設】

(新設)

K 6 1 7 - 5 内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術 10,200点